

**鳥取県告示第28号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市福部町高江131安田豊実ほか22人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業高江地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更を平成20年12月25日認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成21年1月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則